

埼玉県地域保健医療計画の概要

計画策定の趣旨

- 本県の保健医療体制の整備の方向を示す。
- 医療制度の持続・確保⇒医療費の適正化 (将来の医療費の過大な増大を防ぐ)を目指す。

計画期間

- 平成25年度から平成29年度まで

計画の性格

- 医療法第30条の4⇒医療計画
 - 高齢者の医療の確保に関する法律第9条⇒医療費適正化計画
 - 関係計画との整合性を図った保健医療に関する総合的な計画
- } 一体計画

計画の方向

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
- 生涯を通じた健康づくり体制の確立
- 安心・安全な暮らしを守る健康危機管理体制の構築
- 健康の保持と医療の効率的な提供による医療費の適正化

施策及び主な取組

1 質が高く効率的な医療提供体制の確保

【施策】

- 第1節 患者本位の医療の提供と医療安全の確保
- 第2節 医療機関の機能分化・連携と医療機能の重点化の促進
- 第3節 がん医療
- 第4節 脳卒中医療
- 第5節 急性心筋梗塞医療
- 第6節 糖尿病医療
- 第7節 精神疾患医療
- 第8節 小児医療
- 第9節 周産期医療
- 第10節 救急医療
- 第11節 災害時医療
- 第12節 へき地医療
- ◎第13節 在宅医療
- 第14節 リハビリテーション医療
- 第15節 感染症対策
- 第16節 保健医療福祉従事者等の確保

【主な取組】

- がん検診の普及啓発
- がんセンター新病院の建設
- 緩和ケアの推進
- 地域がん登録の推進 など
- 自殺対策の推進
- 認知症疾患医療センターを中心とした認知症疾患対策の推進 など
- 小児救急医療体制の整備・充実
- NICUの整備など周産期医療体制の強化
- さいたま新都心における医療拠点の整備
- 高度救命救急センターの機能強化 など
- 地域において在宅療養を支援する連携体制の構築 など
- 埼玉県総合医局機構の創設・運営
- 医学部の調査・検討 など

5疾病
5事業

※「5疾病・5事業及び在宅医療」
 ■5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)
 ■5事業(小児医療、周産期医療、救急医療、災害時医療、へき地医療)及び
 ■在宅医療 (国・基本方針に計画への記載事項として、新たに「精神疾患」及び「在宅医療」が追加。)

2 生涯を通じた健康づくり体制の確立

【施策】

- 第1節 健康づくり対策
- 第2節 親と子の保健対策
- 第3節 青少年の健康対策
- 第4節 歯科保健対策
- 第5節 難病対策

【主な取組】

- 生活習慣病を予防する健康づくり対策の推進 など

3 安心・安全な暮らしを守る健康危機管理体制の構築

【施策】

- 第1節 安全な食品の提供
- 第2節 医薬品などの安全対策の推進
- 第3節 献血の推進
- 第4節 衛生的な生活環境の確保
- 第5節 安全で良質な水の供給
- 第6節 人と動物とのふれあいの推進
- 第7節 健康危機管理体制の整備充実
- 第8節 保健衛生施設の機能充実

【主な取組】

- 県民や食品関係業者に対する食中毒の発生防止対策の実施 など
- 薬物乱用対策の推進
- 違法ドラッグなどの製造・流通の防止 など

4 健康の保持と医療の効率的な提供による医療費の適正化

【施策】

- 第1節 県民の健康の保持の推進
- 第2節 医療の効率的な提供の推進

【主な取組】

- 特定健康診査及び特定保健指導の推進
- 生活習慣病を予防する健康づくり対策の推進 など
- 医療機関の機能分化と連携の促進
- 地域包括ケア体制の整備充実 など